

蔵王山火山防災訓練
（通信訓練）を実施

蔵王山のお釜周辺で、緊急速報メールの受信状況の確認と、防災関係機関の情報伝達体制確立のため、火山防災訓練（通信訓練）を実施します。

●日時 4月20日(水)13:00～

●訓練内容 蔵王山にて噴火警報が発令されたとの想定により、緊急速報メールにて訓練情報を送信します。

白石市は警報対象外ですが、緊急速報メールの性質上、他自治体のメールを受信する場合がありますので、災害とお間違えのないようにご注意ください。

☎宮城県危機対策課 ☎022-211-2375
危機対策室 ☎22-1452

山火事防止のために
ご協力をお願いします

平成28年山火事予防統一標語
「誓います 森の安全 火の始末」
春は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。山火事の原因の多くは人為的なものであり、私たち一人ひとりが気をつければ防ぐことができますので、次のことに注意しましょう。

- ①枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、絶対にたき火をしない。
- ②強風・乾燥時は、絶対にたき火や火入れをしない。
- ③たき火や火入れの際は、消火の準備をしてその場を離れず、終了後確実に消火する。
- ④喫煙は指定された場所で行い、たばこの火は必ず消し、投げ捨てない。
- ⑤絶対に火遊びをしない。

☎白石消防署 ☎25-2259

毎月第3日曜日は「家庭の日」

■人口 35,528人（前月比）－34人
男17,372人 女18,156人
■出生件数 10件 ■死亡件数 33件
■世帯数 14,099世帯 ※住民基本台帳から、2月29日現在

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。

平成28・29年度の後期高齢者
医療保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、加入者一人一人が負担する均等割額（基本部分）と、前年中の所得から算出する所得割額（上乘せ部分）の合計で計算します。この2つの率は各都道府県の広域連合が、医療給付費の伸びや保険料の収納状況などを基に、2年ごとに見直しています。

今回の見直しの結果、宮城県の平成28・29年度の保険料率が次の通り決定しました。加入者の方の本年度の年間保険料額は、7月中旬ごろにお知らせします。

●保険料・率（年額）		
	改正後	改正前
均等割額	42,480円	42,960円
所得割率	8.54%	8.56%
賦課限度額	57万円	57万円

※所得割額は、前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）を差し引いた金額に、この率を乗じて計算します。

※前年中の所得などが一定の条件を満たす場合には、保険料が軽減される制度があります。

☎宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
税務課 ☎22-1313

春の交通安全
県民総ぐるみ運動

- 期間 4月6日(水)～15日(金)
 - 運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」
 - 運動の重点
 - ①自転車の安全利用の推進
 - ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③飲酒運転の根絶
- ☎危機対策室 ☎22-1452
白石警察署 ☎25-2138

平成28年度国民健康保険税の税率
と課税限度額を改正しました

資産割額を廃止し、医療給付費分の所得割額と平等割額を減額します。また、課税限度額を引き上げます。なお、本年度の年間保険税額は、7月中旬ごろにお知らせします。

	医療給付費	後期高齢支援金	介護納付金
所得割額	6.8% (7.0%)	2.1% (2.1%)	1.8% (1.8%)
資産割額	－ (28%)	－ (7.0%)	－ (7.5%)
均等割額	22,800円 (22,800円)	7,200円 (7,200円)	8,400円 (8,400円)
平等割額	22,000円 (25,200円)	5,400円 (5,400円)	4,200円 (4,200円)

●限度額改正		
限度額改正	改正後	改正前
課税限度額	89万円	85万円
医療給付費	54万円	52万円
後期高齢者支援金	19万円	17万円
介護納付金	16万円	16万円

※太字部分を改正。（ ）内は改正前。

☎税務課 ☎22-1313

国民健康保険税と後期高齢者医療
保険料の軽減基準が拡がりました

保険税・料のうち、加入している皆さんの負担部分（均等割額と平等割額）が見直され、2割・5割軽減に該当する世帯の、所得の軽減判定基準が拡大されました。

改正後の軽減に該当する世帯の、所得基準は次のとおりです（被保険者と世帯主の所得の合計額で判定）。

●2割軽減 「基礎控除額33万円＋48万円×被保険者数」を超えない世帯（改正前は47万円）

●5割軽減 「基礎控除額33万円＋26.5万円×被保険者数」を超えない世帯（改正前は26万円）

※所得の申告をしていない場合、軽減に該当しないことがあります。

☎税務課 ☎22-1313

戦没者などの
ご遺族の皆さまへ

特別弔慰金の請求はお済みですか。

平成27年4月1日を基準日とし、同日において公務扶助料および年金等給付の受給権者がいない場合に、先順位の遺族1名に特別弔慰金が支給されます。

- 弔慰金は、援護法に基づき、
 - ①軍人、軍属、準軍属が、
 - ②昭和12年7月7日以降公務上または勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、
 - ③これにより昭和16年12月8日以降に死亡した場合に、
 - ④弔慰金の権利取得日における弔慰金の最先順位遺族1人に対して、支給されます。

●受付期限 平成30年4月2日

●受付場所 福祉課（総合福祉センター内）

●その他 手続きにはマイナンバーが必要です。マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカードをご持参ください。

※事前に連絡の上、お越しください。

☎福祉課 ☎22-1400

4月の上下水道事業所
夜間窓口

- 日時 4月25日(月)17:15～20:00
 - 場所 上下水道事業所（城北町）
- ※取り扱いは上下水道料金・使用料、下水道事業受益者負担金など、上下水道に関連するものです。

☎上下水道事業所 ☎25-5522

4月は
介護保険料（1期）
の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

- 日時 4月25日(月) 17:15～19:30
※納税相談は20:00まで
- 場所 収納管理室・会計課
※毎月25日に開設します。
(土・日・祝日の場合は翌開庁日)

国民年金の保険料が
変わります

変更前 月額15,590円
変更後 月額16,260円

保険料は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアの窓口で、納付期限（翌月末日）までに納めましょう。お申し込みにより口座振替やクレジットカードでの納付もできます。

■保険料はまとめて納めると割引があります

●納付書払いの前納割引額 1年前納で3,460円、6カ月前納で790円（1年で1,580円）。

●口座振替の前納割引額 2年前納で15,690円、1年前納で4,090円、6カ月前納で1,110円（1年で2,220円）。

口座振替の前納は申込期限があります。10月からの6カ月前納を希望される方は、8月末までにお申し込みください。4月からの2年前納、1年前納や6カ月前納の申し込みは2月末で終了しました。

■学生納付特例制度の受付開始
学生納付特例は、在学期間中、毎年申請が必要です。

●継続申請用の封書が届いた方で同じ学校に在学中の方

同封のはがきに必要な事項をご記入の上、ポストに投函してください。

●平成27年度に申請して4月上旬までに継続申請用の封書が届かない方や新たに申請する方

①学生証または在学証明書、②年金手帳、③印鑑をお持ちの上、健康推進課で手続きしてください。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3111
健康推進課 ☎22－1362

医療費・介護保険利用料の
免除が終了します

東日本大震災で被災された市民税非課税世帯の被保険者（全壊等の要件に該当する方）に係る国民健康保険医療費・後期高齢者医療保険医療費の自己負担金、介護保険サービス利用料の免除が終了します。

●終了日 3月31日(木)

☎健康推進課 ☎22-1362

長寿課 ☎22-1361

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます（敬称略）。

遠藤千代子、遠藤次男、遠藤まし子、株式会社大正自動車 代表取締役 遠藤 晃、羽山碎石株式会社 代表取締役 小川隆、白石興産株式会社 代表取締役 北堀孝男

固定資産縦覧帳簿の縦覧、
課税台帳の閲覧

●期間 4月1日(金)～5月31日(火) 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

●場所 税務課（市役所1階）

■固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿の縦覧

●対象者 固定資産税納税者（税額が発生しない方は対象外）、納税者からの委任状がある方

●手数料 無料

■固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧

●対象者

- ①固定資産税の納税義務者
- ②①の方からの委任状がある方
- ③法人からの委任状がある方
- ④賃借権・地上権等の権利者
- ⑤借地借家人
- ⑥資産の処分権がある方

※④⑤⑥の方は、権利を確認できる書類が必要です。

●手数料 1件300円（ただし①～③の方が縦覧期間に行う閲覧は無料）

※縦覧・閲覧いずれの場合も本人確認のため、免許証や個人番号カードなど顔写真入りのものは1点、もしくは顔写真が入っていない保険証や年金手帳、納税通知書などは2点お持ちください。

※閲覧の場合で、納税義務者本人が来庁する場合は申請書に個人番号の記載が必要になります。個人番号（通知）カードもあわせてお持ちください。

☎税務課 ☎22-1313

5月3日「白石市民春まつり」開催